

評価実施要領(案)の新旧対照表

変更前	変更後
<p>1～2 (略)</p> <p>3 事業年度評価の実施方法 事業年度評価は、各事業年度における中期計画の各項目の実施状況を調査・分析（項目別評価）するとともに、その結果等を踏まえ、当該事業年度における中期計画の実施状況全体について総合的な評定（全体評価）を行う。</p> <p>(1) 項目別評価 ア 業務実績報告 法人は、岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成 22 年岐阜県規則第 47 号）第 6 条に規定する業務実績報告書に、中期計画の大項目（「料金に関する事項」）を除く。）に属する中期計画の小項目ごとの年度計画の実施状況を記載するとともに、当該大項目ごとの年度計画の実施状況全体について総括的に記載し、評価委員会へ提出する。</p> <p>イ 法人による自己評価 法人は、実績報告を行う小項目のうち中期目標に対応する中期計画の大項目（次に掲げるもの。以下「自己評価対象大項目」という。）に属するものについては、実績報告と併せて、年度計画の実施状況について、次の 4 段階により自己評価を行う。</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 事業年度評価の実施方法 事業年度評価は、各事業年度における中期計画の各項目の実施状況を調査・分析（項目別評価）するとともに、その結果等を踏まえ、当該事業年度における中期計画の実施状況全体について総合的な評定（全体評価）を行う。</p> <p>(1) 項目別評価 ア 業務実績報告 法人は、岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成 22 年岐阜県規則第 47 号）第 6 条に規定する業務実績報告書に、中期計画の大項目（「料金に関する事項」）を除く。）に属する中期計画の中項目ごとの年度計画の実施状況を記載するとともに、当該大項目ごとの年度計画の実施状況全体について総括的に記載し、評価委員会へ提出する。</p> <p>イ 法人による自己評価 法人は、実績報告を行う中項目のうち中期目標に対応する中期計画の大項目（次に掲げるもの。以下「自己評価対象大項目」という。）に属するものについては、実績報告と併せて、年度計画の実施状況について、次の 4 段階により自己評価を行う。</p>

①～③ (略)

④「8」その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項(職員の就労環境の向上、県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項、医療機器・施設整備に関する事項、法人が負担する債務の償還に関する事項)

(以下 略)

ウ 評価委員会による検証・確認

(ア) 検証(自己評価対象大項目に属する項目)

評価委員会は、自己評価対象大項目に属するものについて、「中期目標の達成に向けた中期計画が、各事業年度において順調に進捗しているかどうか」との観点から、中期計画の小項目ごとに、年度計画の実施状況について、法人による自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。法人による自己評価と評価委員会の検証結果が異なる場合は、その理由等を示す。

また、小項目ごとの検証結果を自己評価対象大項目ごとに集計するとともに、検証結果の概要を示す。

(イ) (略)

(2) (略)

4～6 (略)

①～③ (略)

④「9」その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項(職員の就労環境の向上、岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項、施設・医療機器の整備に関する事項、法人が負担する債務の償還に関する事項)

(以下 略)

ウ 評価委員会による検証・確認

(ア) 検証(自己評価対象大項目に属する項目)

評価委員会は、自己評価対象大項目に属するものについて、「中期目標の達成に向けた中期計画が、各事業年度において順調に進捗しているかどうか」との観点から、中期計画の中項目ごとに、年度計画の実施状況について、法人による自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。法人による自己評価と評価委員会の検証結果が異なる場合は、その理由等を示す。

また、中項目ごとの検証結果を自己評価対象大項目ごとに集計するとともに、検証結果の概要を示す。

(イ) (略)

(2) (略)

4～6 (略)